

## 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により被災された皆様へ

このたびの災害により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、下記相談窓口にてご契約者様からのお問い合わせ、ご相談などを承っておりますので ご案内申し上げます。また、災害救助法適用地域のご契約者様を対象に、下記の特別処置を実施いたします。これらの処置の適用をご希望のお客様は、下記相談窓口までお申し出ください。

## 記

## &lt;災害救助法適用地域の特別処置について&gt;

- 1.保険料払込猶予期間の延長 お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料の払込を猶予する期間を6ヶ月延長いたします。
- 2.保険金・給付金の請求手続きの簡素化 お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。
- 3.今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
7月6日	【高知県】 安芸市（あきし） 香南市（こうなんし） 長岡郡本山町 （ながおかぐんもとやまちょう）	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
7月7日	宿毛市（すくもし）	
7月8日	土佐清水市（とさしみずし） 幡多郡三原村 （はたぐんみはらむら）	

<p>7月6日</p>	<p><b>【鳥取県】</b>          鳥取市（とっとりし）          八頭郡若桜町          （やずぐんわかさちょう）          八頭郡智頭町          （やずぐんちづちょう）          八頭郡八頭町          （やずぐんやずちょう）          東伯郡三朝町          （とうはくぐんみささちょう）          西伯郡南部町          （さいはくぐんなんぶちょう）          西伯郡伯耆町          （さいはくぐんほうきちょう）          日野郡日南町          （ひのぐんにちなんちょう）          日野郡日野町          （ひのぐんひのちょう）          日野郡江府町          （ひのぐんこうふちょう）</p>	<p>平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。          ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>
<p>7月5日</p>	<p><b>【広島県】</b>          広島市（ひろしまし）          呉市（くれし）          竹原市（たけはらし）          三原市（みはらし）          尾道市（おのみちし）          福山市（ふくやまし）          府中市（ふちゅうし）          東広島市（ひがしひろしまし）          江田島市（えたじまし）          安芸郡府中町          （あきぐんふちゅうちょう）          安芸郡海田町          （あきぐんかいたちょう）          安芸郡熊野町          （あきぐんくまのちょう）          安芸郡坂町          （あきぐんさかちょう）</p>	<p>平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。          ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

<p>7月5日</p>	<p>【岡山県】          岡山市（おかやまし）          倉敷市（くらしきし）          玉野市（たまのし）          笠岡市（かさおかし）          井原市（いばらし）          総社市（そうじゃし）          高梁市（たかはしし）          新見市（にいみし）          瀬戸内市（せとうちし）          赤磐市（あかいわし）          真庭市（まにわし）          浅口市（あさくちし）          都窪郡早島町          （つくぼぐんはやしまちょう）          浅口郡里庄町          （あさくちぐんさとしょうちょう）          苫田郡鏡野町          （とまたぐんかがみのちょう）          英田郡西粟倉村          （あいだぐんにしあわくらそん）          加賀郡吉備中央町          （かがぐんきびちゅうおうちょう）</p>	<p>平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。          ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>
<p>7月5日</p>	<p>【京都府】          福知山市（ふくちやまし）          舞鶴市（まいづるし）          綾部市（あやべし）          宮津市（みやづし）          京丹後市（きょうたんごし）          南丹市（なんたんし）          船井郡京丹波町          （ふないぐんきょうたんばちょう）          与謝郡伊根町          （よさぐんいねちょう）          与謝郡与謝野町          （よさぐんよさのちょう）</p>	<p>平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。          ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>
<p>7月5日</p>	<p>【兵庫県】          豊岡市（とよおかし）          篠山市（ささやまし）          朝来市（あさごし）          宍粟市（しろうし）          赤穂郡上郡町          （あこうぐんかみごおりちょう）美          方郡香美町          （みかたぐんかみちょう）</p>	

7月6日	姫路市（ひめじし） 西脇市（にしわきし） 丹波市（たんばし） 多可郡多可町 （たかぐんたかちょう） 佐用郡佐用町 （さようぐんさようちょう）	
7月7日	養父市（やぶし） たつの市（たつのし） 神崎郡市川町 （かんだきぐんいちかわちょう） 神崎郡神河町 （かんだきぐんかみかわちょう）	
7月5日	<b>【愛媛県】</b> 今治市（いまばりし） 宇和島市（うわじまし） 大洲市（おおずし） 西予市（せいよし） 北宇和郡松野町 （きたうわぐんまつのちょう） 北宇和郡鬼北町 （きたうわぐんきほくちょう）	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
7月6日	<b>【岐阜県】</b> 高山市（たかやまし） 関市（せきし） 中津川市（なかつがわし） 恵那市（えなし） 美濃加茂市（みのかもし） 可児市（かにし） 山県市（やまがたし） 飛騨市（ひだし） 本巣市（もとすし） 郡上市（ぐじょうし） 下呂市（げろし） 加茂郡坂祝町 （かもぐんさかほぎちょう） 加茂郡七宗町 （かもぐんひちそうちょう） 加茂郡八百津町 （かもぐんやおつちょう） 加茂郡白川町 （かもぐんしらかわちょう） 加茂郡東白川村 （かもぐんひがししらかわむら） 大野郡白川村 （おおのぐんしらかわむら）	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

7月8日	岐阜市（ぎふし） 美濃市（みのし） 加茂郡富加町 （かもぐんとみかちょう） 加茂郡川辺町 （かもぐんかわべちょう）	
------	--	--

以上

ふくろう少額短期保険株式会社  
お客様連絡先 0120-977-856